

## 日南町総合教育会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、日南町総合教育会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 この規約は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の構成員)

第3条 会議は、日南町長（以下「町長」という。）及び日南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）により構成する。

(会議の召集)

第4条 会議は、町長が必要であると認めるときに町長が召集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときには、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき協議事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

第5条 委員は、遅参、退席又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(大綱の策定)

第6条 町長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、日南町の実情に応じ、日南町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとする。

2 町長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、会議において協議するものとする。

3 町長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、町長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(会議における協議事項、協議・調整事項)

第7条 会議における協議事項、協議・調整事項はつぎのとおりとする。なお、「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、町長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。

(1)大綱の策定に関する協議

(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整

(4) その他

(会議の発言)

第 8 条 会議において発言しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 1 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(調整結果の尊重義務)

第 9 条 会議において調整が行われた場合とは、町長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意をした事項については、互いにその調整の結果を尊重しなければならない。

(会議公開の原則)

第 10 条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議録)

第 11 条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、教育委員が署名するものとする。

第 12 条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に出席した者の氏名
- (4) 協議・調整事項の概要
- (5) その他必要と認める事項

(事務局)

第 13 条 会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務を行うため、日南町役場総務課に事務局を置く。

(会議における意見聴取者)

第 14 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(その他必要な事項)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。